産業通商資源中小ベンチャー企業委員会 御中

一般社団法人日本知的財産協会 常務理事 和泉 恭子

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正案 (議案番号:2123352) に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する非営利、非政府のユーザー団体で、日本の主要企業993社を含め、1,358社(2023年7月6日時点)を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正案(議案番号:2123352)」につき、下記のとおり私どもの意見を申し上げます。また、今回提出する意見の背景や理由などについてご不明な点がございましたら、ご連絡いただければご説明させていただきます。

提出した意見について、ぜひご検討いただきたくご高配の程、宜しくお願い申し上げます。

一般社団法人日本知的財産協会

事務局長 熊谷英夫

担当: 古谷真帆

TEL: 81-50-3498-9098

FAX: 81-3-6262-5655

Email: furuya@jipa.or.jp

## 添付資料

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正案 (議案番号: 2123352) に対する意見

近年、AI・IoT 技術が社会・産業に変革をもたらし、その発展に大きく寄与することが期待されている中で、それらの基盤の1つであるデータの価値は年々増大しております。

かかる動きの中で、データにかかる法律・ルールの重要性、および産業や経済の促進への影響力は増していると考えます。

今般の改正(「蓄積・管理されており、秘密として管理されていない」を「蓄積・管理 される」に改める)については、弊会としては賛同を致します。

企業実務の観点からは、より管理実態に則した改正と考えます。すなわち、公知・非公知を問わず、管理形態が「秘密として管理されている」データについては、一律保護を受けられなくなるとの懸念が払しょくされ、よりデータの管理がしやすくなると思慮致します。

ただし、今回の法改正に伴い、一部のデータについては、営業秘密と限定提供データの 双方の法律の適用が受ける可能性が出てきます。この点は、日本の不正競争防止法の近時 の改正とは異なっております。この点、営業秘密と限定提供データの関係性についての規 定の適用関係(営業秘密の保護のほうがより手厚いため、営業秘密による保護が優先され るなど)がございましたら、法律の外でも構いませんので、お示し頂けますと幸いです。

尚、かかる考え方については、ハングルのみならず、英語等でも提示頂ければ幸いです。

以上